



税理士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

Question

大阪・関西万博チケット

当組合は、組合職員の福利厚生事業の一環として、大阪・関西万博への旅行を計画しています。入場券を旅行代理店より購入する予定ですが、消費税の取り扱いについて教えてください。

Answer

【概要】

大阪・関西万博の入場券は、消費税法においては物品切手等に該当します。物品切手等の譲渡は非課税とされていますので、それを購入した段階では課税仕入れに該当しませんが、物品又は役務の提供の引換給付（チケットにより入場をしたときに）を受けた時に、その引換給付を受けた事業者の課税仕入れになります。

〈紙チケット・チケット引換券の種類〉

紙チケット・チケット引換券には次の3種類があり、それぞれ購入できる場所が異なります。

①紙チケット（今回利用されるチケット）

来場日時が指定されたQRコード付チケット。

会場の入場ゲートでQRコードをかざすことで入場でき、旅行代理店等が販売します。

②チケット引換券（来場日時指定あり）

来場日時が指定されたQRコード付チケットへのチケット引換券。

予約した日時に会場の入場ゲートでスマートフォン等に表示されたQRコードをかざすことで入場ができます。コンビニエンスストアに設置されている店頭端末で購入できます。

③チケット引換券（来場日時指定なし）

来場日時が指定されていないQRコード付チケットへのチケット引換券。

チケットの引換え・取得方法は②と同様です。会場の入場ゲートでQRコードをかざすことで入場ができます。当日でも入場できますが、11時以降でなければ会場内に入ることができません（大型連休等の予約必須日及び混雑時は入場不可）。

〈入場チケットの仕入税額控除の要件について〉

適格請求書等保存方式において仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書等の保存が必要となります。ただし、物品切手等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付を受ける際に適格請求書発行事業者により回収される場合には、当該物品切手等により役務又は物品について自ら引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。（令49①ーロ）。

〈参考〉

販売受託会社の適格簡易請求書の記載事項の補足として、URLにおいて「公益社団法人 2025年 日本国際博覧会協会（登録番号：T9120005020700）」適用税率10%（税込）として公表されています。

